

別表三（五）の記載の仕方

この明細書は、法人が措置法第63条第3項第7号（課税除外とされる短期所有に係る土地の譲渡）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が措置法第68条の69第3項第7号（課税除外とされる短期所有に係る土地の譲渡）の規定の適用を受ける場合（土地の譲渡に係る面

積が1,000平方メートル未満のものに係る場合に限りま

す。）に記載します。
なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。